

平成 29 年度に実施した個別指導において保険医療機関等に 改善を求めた主な指摘事項の割合等について

四国厚生支局調査課

1. はじめに

当支局においては、四国管内保険医療機関等（医科・歯科・薬局）に対する個別指導の主な指摘事項をまとめ、当支局ホームページへ「個別指導において改善を求めた主な指摘事項」として記載しているところです。

つきましては、更なる適正な保険診療等及び診療報酬等の請求に努めていただきますことを目的に管内で指摘の多かった項目とその具体的な指摘事項をいくつか紹介させていただきます。

管内の保険医療機関等の皆様におかれましては、併せてご確認いただきますようお願いいたします。

2. 指摘件数割合について

(1) 医科

① 保険診療等に関する事項（図 1 参照）

○指摘件数の多かった事項について

ア 傷病名（23.8%）

- (ア) 傷病名を重複して付けている例が認められたので改めること。
- (イ) 不適切に付けられた傷病名が認められたので改めること。
 - ・ 診療の都度、傷病名を見直し転帰を取り、傷病名を整理すること。
 - ・ 急性・慢性、左右の別、部位の記載がない例が認められた。

イ 診療録（21.8%）

- (ア) 必要事項の記載が乏しい診療録が認められた。診療録は保険請求の根拠となるものなので、医師は診療の都度、必要事項の記載を十分に行うこと。
- (イ) 記載内容が判読困難な診療録が認められたので改めること。

ウ 医学管理等（13.8%）

- (ア) 特定疾患療養管理料
 - ・ 療養上必要な管理内容の要点を診療録に記載していない又は乏しい。
- (イ) 特定薬剤治療管理料
 - ・ 薬剤の血中濃度及び治療計画の要点を診療録に記載していない例が認められた。
- (ウ) 悪性腫瘍特異物質治療管理料
 - ・ 治療計画の要点の診療録への記載がない又は乏しい例が認められた。

エ 在宅医療（9.1%）

- (ア) 在宅患者診療・指導料
 - i 在宅患者訪問診療料
 - ・ 訪問診療を行った日における当該医師の当該在宅患者に対する診療時間（開始時刻及び終了時刻）及び診療場所を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- (イ) 在宅療養指導管理料
 - i 在宅自己注射指導管理料
 - ・ 当該在宅療養を指示した根拠・指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む）・指導内容の要点の診療録への記載が乏しい例が認められたので、記載を充実させること。

オ 基本診療料（7.8%）

- (ア) 初・再診料
 - i 電話による再診
 - ・ 電話再診について、患者から求められた治療上の意見及び必要な指示の記載が乏しい例が認められたので、診療録への記載を更に充実させること。
 - ii 再診料（外来管理加算）
 - ・ 患者からの聴取事項や診察所見の要点の診療録への記載が乏しい例又は記載が無いものが認められたので改めること。

② 診療報酬の請求等に関する事項（図2参照）

○指摘件数の多かった事項について

ア 一部負担金等（35.1%）

- (ア) 一部負担金の徴収について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - ・ 徴収すべき者から徴収していない。
（職員・従業員・一部職員の家族・一部職員の友人・電話再診に係る一部負担金）

イ 届出事項・院内掲示等（35.1%）

- (ア) 届出事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - i 次の届出事項の変更が認められたので、速やかに四国厚生支局に届け出ること。
 - ・ 保険医の異動

ウ 診療報酬明細書の記載等（14%）

- (ア) 診療報酬明細書の記載等について、次の不適切な事項が認められたので改めること。
 - ・ 診療報酬明細書の内容が、診療録に記載された内容と一致しない例が認められた。保険請求に当たっては、傷病名等を含め診療録と診療報酬明細書の突合を主治医により十分行うこと。

図1 保険診療等に関する事項

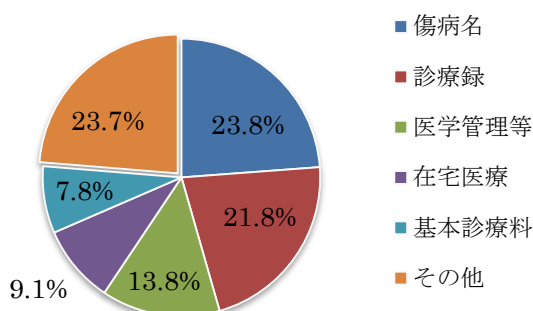
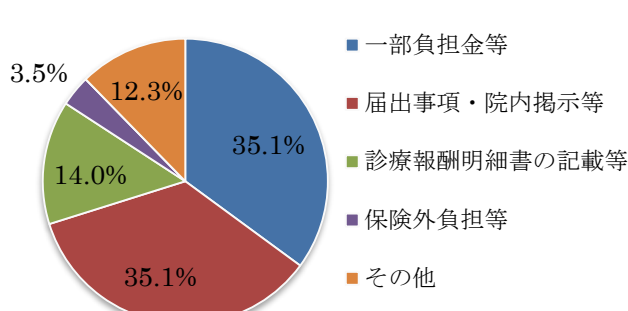


図2 診療報酬の請求等に関する事項



(2) 歯科

① 保険診療等に関する事項（図3参照）

○指摘件数の多かった事項について

ア 診療録等（40.9%）

- (ア) 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行うこと。
- (イ) 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
- ・ 部位、傷病名、開始・終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見の記載がなかった。
 - ・ 検査結果等と一致しない傷病名（全顎P2）を記載していた。

イ 医学管理等（22.2%）

- (ア) 歯科疾患管理料
- i 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
- ・ 生活習慣の改善目標
 - ・ 歯科疾患と全身の健康との関係
- 〈文書提供加算〉
- ii 診療録に添付する管理計画に係る文書の写しは、患者に交付した文書の写しとすること。
- (イ) 歯科衛生実地指導料
- ・ 診療録に記載すべき内容（歯科医師が歯科衛生士に行った指示内容等の要点）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
 - ・ 実地指導を行った時間について画一的に記載している例が認められたので、実態に沿った適切な実施時刻の記載を行うこと。

ウ 歯周治療（13.4%）

- (ア) 診断、処置、手術等
- ・ 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）を参考とし、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- (イ) 歯周病患者の補綴治療
- ・ 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）に基づき、歯周病患者の補綴治療は、補綴予定部位の当該歯の病状安定後又は治癒後に行うことを原則とすること。
 - ・ 歯周基本治療後に確認の歯周病検査を行わず、歯冠修復、ブリッジ、有床義歯に着手している不適切な事例が認められたので改めること。

エ 歯冠修復及び欠損補綴（11.3%）

- (ア) 補綴時診断料
- ・ 診療録に記載すべき内容（欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等の要点）について、記載の不十分な事例が認められたので、個別の症例に応じて適切な記載を行うよう改めること。
- (イ) クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・ クラウン・ブリッジ維持管理料に係る情報提供文書について、原本を患者に交付し、その写しを診療録に添付すること。

オ 処置 (11.2%)

- (ア) 歯内療法
 - i 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 気密な根管充填を行っていなかった。
 - ii 算定要件を満たしていない感染根管処置（消炎拡大処置）を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 抜歯を前提とした急性症状の消退のための根管拡大等の処置を慢性炎症の歯に算定していた。
- (イ) 歯冠修復物又は補綴物の除去
 - i 算定要件を満たしていない歯冠修復物又は補綴物の除去「著しく困難なもの」を算定している事例が認められたので改めること。
 - ・ 歯根の長さの3分の1以上のポストにより根管内に維持を求めるために製作された鑄造体以外のものについて算定していた。

② 診療報酬の請求等に関する事項 (図4参照)

○指摘件数の多かった事項について

ア 揭示事項 (51.6%)

- (ア) 明細書の発行状況に関する事項について、公費負担医療の対象である患者等、一部負担金等の支払いがない患者についても、希望がある場合は無償で発行する旨の揭示がないので揭示すること。
- (イ) 施設基準等の届出事項に掲げる揭示が行われていなかったので改めること。
 - ・ 歯科訪問診療料の注13に規定する基準

イ 診療報酬請求 (20.0%)

- (ア) 総論的事項
 - ・ 診療録と診療報酬明細書において、部位、病名、所定点数、合計点数が相違している事例が認められたので、十分に照合・チェックを行うこと。

ウ 一部負担金等 (13.8%)

- (ア) 一部負担金
 - ・ 自家診療における一部負担金の徴収について、適切に徴収していない例が認められたので改めること。

図3 保険診療等に関する事項

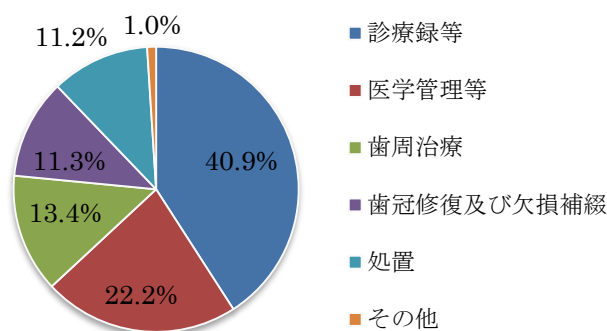
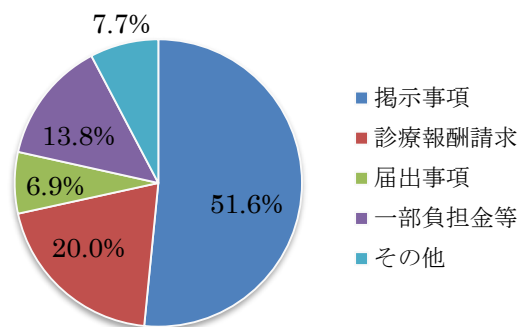


図4 診療報酬の請求等に関する事項



(3) 調剤

図5参照

○指摘件数の多かった事項について

ア 処方せん (44.4%)

(ア) 処方せんの「処方」欄の記載不備

- i 受け付けた処方せんの処方内容について、次の不備があるにもかかわらず、漫然と調剤している不適切な例が認められた。処方せんの受付に当たっては、不備な点がないことを確認し、不備な点がある場合は、必要な疑義照会を行うこと。またこのような不備が続く場合は、処方医・処方せん発行医療機関に改善を申し入れること。
 - ・ 用法の記載がない。
 - ・ 外用薬の使用部位に係る記載がない。

(イ) 処方内容に関する薬学的確認

- i 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない（処方医へ疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。

(i) 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

- ・ アコファイド錠 100mg3錠 1日3回食後

イ 薬剤服用歴管理指導料 (27.7%)

(ア) 薬剤服用歴の記録

- ・ どのような副作用等に着目して聴取を行ったかなど、薬学的な観点から聴取・確認した内容を記載し、患者への指導により活用できる記録となるよう努めること。
- ・ 副作用の眠気に対して運転等危険な作業に注意を促していない例が認められたので改めること。なお、車の運転の有無については、薬剤服用歴に明確に記載しておくこと。特に、「車の運転禁止」とある薬剤の服用に当たっては、運転に注意するようではなく、禁止と伝えるとともに、その旨を薬剤服用歴に記載しておくこと。

(イ) 特定薬剤管理指導加算

- ・ 特定薬剤管理指導加算の対象医薬品が複数処方されている場合は、すべての医薬品について、必要な薬学的管理及び指導を行うよう努めること。
- ・ 特定薬剤管理指導加算の算定にあたって、指導内容が画一的な例が認められるので、患者に即した指導に努めること。

ウ 調剤等 (6.3%)

(ア) 調剤済み処方せんの取扱い（調剤済み処方せんの記載事項の不備）

- i 調剤済になった処方せんについて、次の事項を記載していない（又は記載が不適切な）例が認められたので改めること。
 - ・ 調剤済年月日
 - ・ 保険薬剤師の署名又は氏名の記載及び押印

図 5

